

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、オレンジ色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課までお申し出ください。

新しい保険証はオレンジ色です

更新の日程等については、後日（7月中旬頃）回覧等でお知らせします。

| | |
|---------------------|-------------------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | |
| 有効期限 平成28年 7月31日 | |
| 被保険者番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 住所 | 広城市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広城 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 後期高齢者医療被保険者番号 | 平成20年 4月 1日 |
| 発給年月日 | 平成20年 4月 1日 |
| 交付年月日 | 平成27年 7月 1日 |
| 一部負担金の割合 | 1割 |
| 被保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 3901110110 公印 (朱) |
| 北海道後期高齢者医療広域連合 | |

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からはピンク色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課へ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|-----|---|
| 区分Ⅱ | ・世帯全員が住民税非課税である方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| | ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) |
| | ・老齢福祉年金を受給されている方 |

新しい減額認定証はピンク色です

| | |
|-------------------------|--------------------|
| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | |
| 交付年月日 平成27年 8月 1日 | |
| 被保険者番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 住所 | 広城市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広城 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 発給年月日 | 平成27年 8月 1日 |
| 有効期限 | 平成28年 7月 31日 |
| 適用区分 | 区分Ⅱ |
| 長期入院認定年月日 | 平成27年 8月 1日 保険者印 印 |
| 被保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 3901110110 公印 (朱) |
| 北海道後期高齢者医療広域連合 | |

◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月（平成27年1月～6月の医療費を対象）に行います。

● 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または保健福祉課へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、手続きの必要はありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西1 4丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

保健福祉課国民健康保険係
後期高齢者医療担当
電話 47-4682